

社会福祉法人幸輝会役員等報酬及び費用弁償規程

第1条 この規程は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して定めたものである。

第2条 役員等が理事長の召集する理事会又は評議員会に出席した場合は、1回につき次の報酬を支払う。

- (1) 理事及び監事 手取り20,000円
- (2) 評議員 手取り10,000円
- 2 職員から選出された役員等については、報酬は支払わない。

第2条の2 専門委員が理事長の招集する専門委員会に出席した場合は、1回につき次の報酬を支払う。

- (1) 専門委員 手取り20,000円

第3条 監事が業務の監査にあたった場合は、1回につき手取り30,000円の報酬を支払う。

第4条 第三者委員が苦情処理に当たった場合は、1回につき10,000円の費用弁償を支払う。

第5条 理事長の職にある理事に対しては、勤務実態に応じて年額5,000,000円を限度として報酬を支払う。また、副理事長の職にある理事に対しては、勤務1回あたり20,000円、月額200,000円を限度として報酬を支払う。

- 2 理事長及び副理事長の職にあるものは第2条及び第2条の2の報酬は支払わない。

第6条 役員等が理事長の依頼により出張した場合は、次による報酬及び費用弁償を支払う。

- (1) 報酬 1日につき手取り10,000円
- (2) 費用弁償
 - ア 交通費 実費
 - イ 日当 1日につき10,000円
 - ウ 宿泊料 実費
 - エ 雑費 実費(参加費、資料代等)
- 2 特別な事由により前項の額によりがたい場合は、当該事由を勘案した額によることができる。
- 3 職員から選出された役員等については、報酬は支払わない。

第7条 この規程の施行に関し必要な細則は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年 4月1日から適用する。

平成14年 4月1日 改正

平成15年 4月1日 改正

平成21年12月1日 改正